9. 法学研究科実務法律専攻 (法科大学院)

| Ι | 法科大学院の教育目的と特徴 | $\cdot \cdot \cdot \cdot 9 - 2$ |
|---|----------------|---------------------------------|
| П | 「教育の水準」の分析・判定 | $\cdots 9-5$ |
| | 分析項目 I 教育活動の状況 | $\cdots 9-5$ |
| | 分析項目Ⅱ 教育成果の状況 | · · · · 9 -11 |
| П | 「質の向上度」の分析・・・・ | • • • • 9 — 15 |

I 法学研究科実務法律専攻の教育目的と特徴

(教育目的)

1 神戸大学法学研究科実務法律専攻(以下、本法科大学院とする)は、教育目的として、 《資料1》を定めている。

《資料1》法科大学院の教育目的(法学研究科規則3条の2)

法学研究科研究科規則3条の2

「法の応用的研究とともに、基本的な法領域に関して深い知識及び豊かな応用力を有する職業法曹並びに基本的な法領域に関する知識に加え、ビジネス・ローを中心とした先端的法分野についての知識及び能力を有する職業法曹の2種類の法曹を中心としつつ、先端的な研究に裏打ちされた、国際性・専門性に富んだ職業法曹を養成することを目的とする。」

- 2 このような教育目的を達成するため、全学として「国際的教育研究拠点としてふさわしい質の高い教育成果の達成を目指す」という中期計画に従い、大学の教育憲章に則った教育目的を明示し、ディプロマ・ポリシーを定めること、それに基づく教育の点検・改善を行うこと、アドミッション・ポリシー及び入試の点検・検証、カリキュラム・ポリシー(以下 CP と略す)の設定などが計画され、学習支援の充実も計画された。重点事項として、カリキュラムの充実、実務科目との連携強化、教育支援の強化、企業法教育の強化、同窓会とのネットワーク強化が計画された。
- 3 教育目的に掲げる人材を養成するため、《資料2》のような学位授与に関する方針を定め、それをもとに、《資料3》のような入学者受入方針も定め入学者選抜を行い、教育課程については、【別添資料1】のような CP を定めて、その編成を行っている。基本的な法律科目、法曹倫理、実務基礎科目にについて必修科目とするとともに、先端的法分野を中心とした、ビジネス・ローに深い関係を有する科目群を数多く展開しそれら及び外国法科目群を選択必修とすることによりそれらの学修を必須としている。また、授業の実施にあたっては対話型の演習及びリサーチ&ライティング(R&W科目)を多く設けて必修とすることで、法的思考能力の育成に適した教育を行っている。

《資料2》学位授与に関する方針(ディプロマ・ポリシー: DP)

「専門職学位課程」の学位授与に関する方針

神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻は、開放的で国際性に富む文化の下、体系的な教育課程を通じ高度な法学の知識を提供することによって、深い学識と豊かな応用力を有する職業法曹を養成することを目的とする。

この目的の達成に向け、高度な専門能力・知識を身につけられるよう、先端的な研究に裏打ちされた、国際的に卓越した教育を保証し、以下の方針に従って、学位を授与する。

- ○法学研究科専門職学位課程に所定の期間在学し、修了に必要な単位を修得すること。 ○職業法曹を目指す者として、修了までに次の学習目標を達成すること。
 - すべての法曹に必要な基本的な知識に加えて、法曹として求められる高い倫理 感を身につけ、豊かな応用能力を有する。
 - ・ 基本的な法領域に関して深い知識及び豊かな応用力を有し、あるいは基本的な 法領域に関する知識に加えてビジネス・ローを中心とした先端的法分野について の知識及び能力を有した上で、新たな問題事象に対して、これまでの法的思考を 継承しながらも、それを批判的・創造的に発展させて問題を解決していく能力を 有する。
 - 多様な考え方や異なる文化の存在を踏まえ、社会の多元性を尊重した問題解決 能力を有する。

《資料3》入学者受入方針(アドミッション・ポリシー: AP)

○ 求める学生像

- 1. 自然科学、人文科学、又は、実定法学以外の分野の社会科学について十分な知識と能力を有し、高度な能力を持つ職業法曹となるための基礎的学力(読解力、理解力、分析力、表現力)と強い学習意欲とを備え、かつ、国際化が進展する今後の法的環境に対応しうる能力を有する学生。
- 2. 高度な能力を持つ職業法曹となるために必要な実定法学についての基礎的な知識と能力を有し、基礎法学、政治学等を含めた社会科学分野、又は自然科学、人文科学に関する豊富な知識と能力、および、強い学習意欲を備え、かつ、国際化が進展する今後の法的環境に対応しうる能力を有する学生。
- 3. 豊かな社会経験とそれを実務法律専攻における学習に結びつける能力を有し、高度な能力を持つ職業法曹となるための基礎的学力(読解力、理解力、分析力、表現力)と強い学習意欲とを備え、かつ、国際化が進展する今後の法的環境に対応しうる能力を有する学生。

(組織編制)

これらの目的を達成するため、本法科大学院では、《資料4》のような組織編制をとっている。

《資料4組織編制》

法学研究科—実務法律専攻—専門職学位課程(法科大学院)

| 専攻 | 講座 |
|--------|-------------------|
| 実務法律専攻 | 実務公共法、実務取引法、先端領域法 |

(教育上の特徴)

- 1 法律専門家養成の基本となる、基礎的な法的能力の育成につき、非常に高い水準でそれを実践し、かつ司法試験合格状況等から、非常に多くの学生において、実際に基本的な法的能力が育成されていること。
- 2 新たな法曹養成制度及び法科大学院理念の根幹をなす、未修者教育について、未修者 に即した、きめの細かい教育・指導を行い、比較的高水準の司法試験合格・就職の実績を 有していること。
- 3 基礎的な法的能力の育成に加え、本法科大学院の特徴であるビジネス・ロー分野における充実した教育を行い、その国際的な展開を図ることで、学生に基本的な法的能力にとどまらない付加価値を付与していること。かつ、開設以来の修了生の就職状況等からも、そのことは一定の成功をおさめていること。

(想定する関係者とその期待)

本法科大学院は関係者として、学生・受験生、卒業生、法曹界、社会一般を想定している。いずれにも共通する期待は、専門職教育課程として、専門職にふさわしい人材を育成することである。

学生・受験生については、法的素養を生かした法律関係の専門職のための適切な教育、 それに基づく司法試験の合格、専門性を生かした就職が期待としてある。

法曹界、社会一般に共通する期待として、質の高い修了生を輩出すること、より幅広い 人材に門戸を開き、多様な人材に対して負担の少ない法曹養成を行うこと(未修者教育)、 社会の法化に対応した職域の拡大に向けた人材を輩出すること、国際環境のグローバル化

神戸大学法学研究科実務法律専攻(法科大学院)

に対応して、法的分野において国際競争力をもって活躍しうる人材を養成することが挙げられる。

卒業生については、以上のほか、同窓法曹のネットワークを形成し、本法科大学院卒業 生の強固な協力関係と存在感を獲得することが期待として挙げられる。

Ⅱ 「教育の水準」の分析・判定

分析項目 I 教育活動の状況

観点 教育実施体制

(観点に係る状況)

本法科大学院は、開設以来、法科大学院設置基準を上回る教員を専任教育として配置し、かつ各専門分野、専門科目ごとにバランスのとれた構成となっている。平成25年度の法科大学院認証評価においても、必要十分な教員を配置しているものと評価を得ている。現在の配置状況については、《資料5》のとおりであり人数・科目バランス共に適切である。専任教員に限らず、幅広く法科大学院に係わる教員により、実務法律専攻会議を構成するものとし、法学研究科規則により、同会議においては、法科大学院に関わる重要事項を決するものと定め、独立性を確保している。

平成25年度から、教育の補助的人員として、リーガルフェローを配置している。リーガルフェロー制度は、本法科大学院を修了して弁護士となった者を任命し、在学生が所属するチューターゼミに対し、教育活動を補助的に行う共に、キャリアイメージの具体化や就職の相談にのるなどの活動を行っている。教員による教育の手が及びにくい点へのフォローなどの教育的効果とともに、修了者と在学生の間の人的交流を促進し、同窓生のネットワーク化にも寄与している【別添資料2】。

また、特に配慮を要する未修者教育については、「未修者スタートアップ・プログラム」 (加算プログラムで「優れた取組」として加算対象となっている)を実施し(平成26年度 より試行、平成27年度から本格実施)、そのコーディネーターを教員から任命し、未修者 に対する在学生先輩、修了生、OB・OG弁護士、教員によるサポートの調整を行っている【別 添資料3】。

平成 25 年度に、大幅なカリキュラムの見直しを行うと同時に、その施行開始の平成 26 年度からは、法科大学院に関係する委員会の構成を大幅に見直し、業務を整理し、管轄を明確にすると同時に、同カリキュラムの効果・調整を行うことが可能な仕組み、および新たな教育改善テーマを発見し、より実効的に FD を実施する仕組みを構築した(運営委員会に加え教務委員会の新設、そのもとに教育改善 WT、学習支援 WT を配置)。また、同窓生とのネットワーク強化を図るための委員会も創設した(就職支援・同窓会 WG の分離独立)《資料 6》。

入学試験については、平成 27 年入試(平成 26 年度実施)から大幅な見直しを行った。 具体的には、法曹養成期間の合理的な短縮のため、既修者飛び入学制度を設け、さらに未 修者入試では、面接試験を導入した。前者は、加算プログラムにおいて「優れた取組」と 評価を受け、加算措置を得ている《資料 7》。後者は、より法律学習の適性を見極め、入学 後の学修インセンティブを高めるための新たな取組である。入学試験の倍率については、 2 倍以上を維持し続け、入学定員充足率もほぼ 100%である《資料 8》。

本法科大学院では、短期的な課題解決、中長期的な課題発見のための組織として、教育改善WT (旧教育改善WG) が設置されており、評価・FD 委員会と協力して、授業アンケートの実施、相互授業参観、教育改善意見交換会 (いずれも年間2回)の実施などのFD 業務を行っている。それに対し、中長期的な課題が生じた場合には、戦略検討 WG を設け、入試、組織編制、教育内容などの全般にわたる大幅な改革案の策定とその実現を担っている。後述の平成25年の改革はそのような過程を経て実現された。また、その改革の成果検証と実施調整を教育改善WTが担い、経常的な分析を行い、教務委員会を通じてその実現を担保すると同時に、次の改革への備えを行う体制となっている。授業アンケート・相互授業参観については、各教員がそれに基づく教育上の工夫を法学研究科が2年に1回発刊しているファカルティ・レポートにおいて報告することとされていると同時に、授業アンケートの総合評価が一定数値を下回った場合には、授業担当者と実務法律専攻長が面談することとなっている。

《資料5》教員の配置状況と教員一覧(平成27年5月現在)

| _ | <u> </u> | | | | | | | |
|---|----------|----------|---------|----|----|--|--|--|
| | 講座 | 教授 | 准教授 | 助教 | 助手 | | | |
| | 実務公共法 | 10 (**1) | 1 | 1 | | | | |
| | 実務取引法 | 8 (**2) | 2 (**2) | 1 | | | | |
| | 先端領域法 | 8 (**2) | 1 | | 1 | | | |

(※1) うち、実務家専任1、みなし専任1(※2) うち、みなし専任1

| 実務公共法 教授 中川 大 负 行政法 実務公共法 教授 地田公博 刑事訴訟法 実務公共法 教授 小田直樹 刑法 実務公共法 教授 角松生史 行政法 実務公共法 教授 島村 健環境法 実務公共法 教授 泉水文雄 経済法 実務公共法 教授 上島一高別法 刑法 実務公共法 教授 上島一高別法 刑事実務 実務公共法 教授 上島一高別法 無実務 実務公共法 教授 上島一高別法 東京務公共法 教授 上島下東務 実務公共法 教授 上島下部議法 大政法 東京務公共法 教授 上島彦 憲法 大政法 実務取引法 大西野 大田 大里、東京 長事訴訟法 東京務 民法 実務取引法 東京務 財務 上島 民事訴訟法 東京務 財務 上島 | 講座名 | 職名 | 氏名 | 専攻 |
|--|-------|-----|---------|-------|
| 実務公共法 教授 池田公博 刑事訴訟法 実務公共法 教授 角松生史 行政法 実務公共法 教授 角松生史 行政法 実務公共法 教授 島村 健康 環境法 実務公共法 教授 泉水文雄 経済法 実務公共法 教授 上 高 一 高 刑法 実務公共法 教授 大 口 奈良惠 刑事実務 実務公共法 教授 大 工 高 产 良惠 刑法 実務公共法 教授 大 工 哲 民事実務 憲法 実務取引法 教授 市 木 哲 民事訴訟法 実務取引法 支援 実務取引法 教授 手 幅 是 民法 民海院副法 実務取引法 財務 大 原 副 商法 情報 実務取引法 生 接入 上 第 実務取引法 上 編 接済法 本 定 国际私法 生 接入 工 所 国际私法 生 海 接入 工 所 国际私法 工 工 会 所 法 工 社 会 学 工 工 会 所 法 工 社 会 学 工 工 会 所 法 工 工 会 所 法 工 工 会 所 全 工 会 所 法 工 工 会 所 法 工 工 会 所 法 工 工 会 所 法 工 工 会 所 法 工 工 会 所 法 工 工 会 所 法 工 工 会 所 法 工 工 会 所 法 工 工 会 所 法 工 工 会 所 法 工 工 会 所 法 工 工 会 所 证 工 会 所 | 実務公共法 | 教 授 | 中 川 丈 久 | 行政法 |
| 実務公共法 教 授 小 田 直 樹 刑法 実務公共法 教 授 角 松 生 史 行政法 実務公共法 教 授 島 村 健 環境法 実務公共法 教 授 泉 水 文 雄 経済法 実務公共法 教 授 上 局 一 局 刑法 実務公共法 教 授 上 局 一 局 刑法 実務公共法 教 授 上 局 一 局 刑法 実務公共法 教 授 上 局 一 局 刑法 表務公共法 教 授 上 局 一 局 刑法 実務公共法 本 行政法 表法 実務取引法 本 哲 民事訴訟法 実務取引法 支務取引法 教 授 上 面 高 法 主事務 主法 主籍 主 会 高 法 主席 | 実務公共法 | 教 授 | 淺 野 博 宣 | 憲法 |
| 実務公共法 教授 角松 生 史 行政法 実務公共法 教授 島村 健 環境法 実務公共法 教授 泉水 文雄 経済法 実務公共法 教授 原政 純一郎 民事実務 実務公共法 教授 上寫 一高 刑法 実務公共法 教授 大口 高康 刑事実務 実務公共法 教授 大口 高康 活法 実務取引法 教授 市木 哲区 民事訴訟法 実務取引法 教授 市 日 民法 実務取引法 教授 山田 試売 日 実務取引法 教授 山田 試売 国際私法 実務取引法 教授 山田 議局 商法 実務取引法 教授 山田 大原 商法 実務取引法 教授 市 大島 商法 実務取引法 教授 市 基別 市 金額 金額 実務取引法 教授 市 本島 高法 市 金額 金額 </td <td>実務公共法</td> <td>教 授</td> <td>池田公博</td> <td>刑事訴訟法</td> | 実務公共法 | 教 授 | 池田公博 | 刑事訴訟法 |
| 実務公共法 教 授 島 村 健 環境法 実務公共法 教 授 泉 水 文 雄 経済法 実務公共法 教 授 上 鳥 一 高 刑法 実務公共法 教 授 上 鳥 一 高 刑法 実務公共法 教 授 大 口 奈良惠 刑事実務 実務公共法 地 教 授 木 下 昌 彦 憲法 実務取引法 教 授 青 木 哲 民事訴訟法 医事実務 実務取引法 教 授 市 木 野 日 民法 国法 実務取引法 教 授 工 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 | 実務公共法 | 教 授 | 小 田 直 樹 | 刑法 |
| 実務公共法 教 授 泉 水 文 雄 経済法 実務公共法 教 授 上 鳥 一 高 刑法 実務公共法 教 授 上 鳥 一 高 刑法 実務公共法 教 授 大 口 奈良惠 刑事実務 実務公共法 地 教 授 木 下 昌 彦 憲法 実務取引法 教 授 市 木 野 民事訴訟法 長事訴訟法 実務取引法 教 授 市 元 見 民法 民法 実務取引法 東 民法 実務取引法 東 民法 実務取引法 東 度 商法 東 度 商法 市 法 東 京 市 法 東 度 商法 東 度 有法 東 度 有 有法 東 度 有 有 有 度 有 有 度 主 度 有 有 度 主 度 有 有 度 主 度 主 | 実務公共法 | 教 授 | 角松生史 | 行政法 |
| 実務公共法 教授 廣 政 純一郎 民事実務 実務公共法 教授 上 寫 一 高 刑法 実務公共法 教授 大 口 奈良惠 刑事実務 実務公共法 推教授 木 下 昌 彦 憲法 実務取引法 教授 青 木 哲 民事訴訟法 実務取引法 教授 章 田 充 見 民法 民法 実務取引法 教授 声 临 民事訴訟法 実務取引法 教授 実務取引法 教授 山 田 誠 一 民法 民法 実務取引法 市 法 東務取引法 市 法 東京務 市 法 東京務 市 法 東京務 市 法 東京務 市 法 東京新 東京新 東京新 市 法 東京新 東京新 東京新 東京新 東京新 東京新 東京新 東京 市 法 東京新 東京新 東京新 東京新 東京 市 法 東京 東京 市 法 東京 東京 市 法 東京 東京 市 法 東京 | 実務公共法 | 教 授 | 島村健 | 環境法 |
| 実務公共法 教 授 上 嶌 一 高 刑法 実務公共法 教 授 大 口 奈良恵 刑事実務 実務公共法 推教授 木 下 昌 彦 憲法 実務取引法 教 授 青 木 哲 民事訴訟法 実務取引法 教 授 達 田 充 見 民法 民法 実務取引法 教 授 声 临 臣 史 商法 商法 実務取引法 教 授 月 田 誠 一 民法 民務取引法 支務取引法 本 授 上 通 福報 商法 主務 主務 主席 主席 <td>実務公共法</td> <td>教 授</td> <td>泉水文雄</td> <td>経済法</td> | 実務公共法 | 教 授 | 泉水文雄 | 経済法 |
| 実務公共法 教 授 大 口 奈良惠 刑事実務 実務公共法 地 教授 木 下 昌 彦 憲法 実務取引法 教 授 青 木 哲 民事訴訟法 実務取引法 教 授 章 田 充 見 民法 民事実務 実務取引法 教 授 章 田 充 見 民法 民事実務 実務取引法 教 授 市 本 豆 民法 東務取引法 東 區 民法 実務取引法 教 授 山 田 誠 一 民法 民法 東務取引法 東務取引法 財 授 市 報 京 商法 市 報 京 所法 京 所法 市 報 東 東務 市 法 上 東 東務 市 法 上 東 東 東 東 東 東 京 所 市 法 上 東 東 東 東 東 京 所 上 上 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 | 実務公共法 | 教 授 | 廣 政 純一郎 | 民事実務 |
| 実務公共法 惟教授 木 下 昌 彦 憲法 実務取引法 數 授 青 木 哲 民事訴訟法 実務取引法 教 授 大 西 賢 一 民事実務 実務取引法 教 授 走 石 民 民法 実務取引法 教 授 市 本 百 民法 実務取引法 教 授 市 由 正 民事訴訟法 実務取引法 教 授 山 田 誠 一 民法 実務取引法 教 授 山 田 誠 一 民法 実務取引法 教 授 市 高法 実務取引法 教 授 市 高法 実務取引法 推教授 市 高法 完善務 市 法 上工事務 先端領域法 教 授 中 西 正 民事訴訟法 先端領 | 実務公共法 | 教 授 | 上嶌一高 | 刑法 |
| 実務公共法 助数 堀澤 明生 行政法 実務取引法 教授 青木 哲 民事訴訟法 実務取引法 教授 定田 充見 民法 実務取引法 教授 正 日 定法 民法 実務取引法 教授 手嶋 豊民法 民法 実務取引法 教授 山田 誠 一 民法 民法 実務取引法 教授 山田 誠 一 民法 大原 商法 実務取引法 教授 本額法 商法 実務取引法 准教授 市 秀総 商法 市法 実務取引法 推教授 市 秀総 商法 市法 実務取引法 推教授 市 子鶴 経済法 先端領域法 教授 地田 千鶴 経済法 先端領域法 教授 中 西 正 民事訴訟法 先端領域法 教授 中 西 正 民事訴訟法 先端領域法 教授 中 野 俊一郎 国際私法 先端領域法 教授 中 野 俊一郎 国際私法 先端領域法 教授 中 町 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 | 実務公共法 | 教 授 | 大 口 奈良恵 | 刑事実務 |
| 実務取引法 教授 青木 哲 民事訴訟法 実務取引法 教授 定期 企用 民事実務 実務取引法 教授 定期 元月 民法 実務取引法 教授 手嶋 豊民法 民法 実務取引法 教授 月田 誠一 民法 実務取引法 教授 山田 誠一 民法 実務取引法 教授 加田 素電 商法 実務取引法 推教授 飯田 秀総 商法 実務取引法 推教授 行廣 浩太郎 民事実務 先端領域法 教授 池田 千鶴 経済法 先端領域法 教授 地田 千鶴 経済法 先端領域法 教授 中西 正民事訴訟法 先端領域法 教授 中西 正民事訴訟法 先端領域法 教授 中野 俊一郎 国際私法 先端領域法 教授 中野 使一郎 国際私法 先端領域法 教授 羽田 由可 民事訴訟法 | 実務公共法 | 准教授 | 木 下 昌 彦 | 憲法 |
| 実務取引法 教授 大 西 賢 一 民事実務 実務取引法 教授 窪 田 充 見 民法 実務取引法 教授 志 谷 匡 史 商法 実務取引法 教授 手 嶋 里民法 実務取引法 教授 八 田 卓 也 民事訴訟法 実務取引法 教授 山 田 誠 一 民法 実務取引法 教授 山 田 誠 一 民法 実務取引法 教授 庫 商法 実務取引法 推教授 市 商法 実務取引法 推教授 市 高法 実務取引法 推教授 市 高法 実務取引法 推教授 市 番 経済法 実務取引法 推教授 市 番 経済法 失端領域法 教授 地 田 千 鶴 経済法 経済法 先端領域法 教授 中 西 正 民事訴訟法 先端領域法 教授 中 野 俊一郎 国際私法 先端領域法 教授 羽 田 由 可 民事実務 | 実務公共法 | 助 教 | 堀 澤 明 生 | 行政法 |
| 実務取引法 教 授 窪 田 充 見 民法 実務取引法 教 授 志 谷 匡 史 商法 実務取引法 教 授 手 嶋 豊 民法 実務取引法 教 授 山 田 誠 一 民法 民法 実務取引法 教 授 山 田 誠 一 民法 民務取引法 大 原 商法 実務取引法 教 授 榊 素 寛 商法 商法 主務取引法 推教授 商法 下 廣 浩太郎 民事実務 先端領域法 教 授 地 田 千 鶴 経済法 年 鶴 経済法 年 第 日際私法 先端領域法 教 授 原 京 子 労働法 生社会学 先端領域法 教 授 中 西 正 民事訴訟法 中 西 正 民事訴訟法 生期額 上 第 5 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 | 実務取引法 | 教 授 | 青 木 哲 | 民事訴訟法 |
| 実務取引法 教授 志谷 E 史 商法 実務取引法 教授 手鳴 豊 民法 実務取引法 教授 八田 卓 也 民事訴訟法 実務取引法 教授 山田 誠 一 民法 実務取引法 教授 本 寛 商法 実務取引法 教授 素 寛 商法 実務取引法 准教授 新 商法 実務取引法 推教授 行廣 浩太郎 民事実務 先端領域法 教授 池田 千 鶴 経済法 先端領域法 教授 康 | 実務取引法 | 教 授 | 大 西 賢 一 | 民事実務 |
| 実務取引法 教授 手鳴 豊 民法 実務取引法 教授 八田 卓 也 民事訴訟法 実務取引法 教授 山田 誠 一民法 実務取引法 助教 大原 誠 情報 実務取引法 教授 榊 素 寛 商法 実務取引法 准教授 飯田 秀総 商法 実務取引法 准教授 行廣 浩太郎 民事実務 先端領域法 教授 池田 千鶴 経済法 先端領域法 教授 應 涼子 労働法 先端領域法 教授 中西 正 民事訴訟法 先端領域法 教授 中野 俊一郎 国際私法 先端領域法 教授 中野 俊一郎 先端領域法 教授 羽田 由可 民事実務 | 実務取引法 | 教 授 | 窪 田 充 見 | 民法 |
| 実務取引法 教授 八田 卓也 民事訴訟法 実務取引法 教授 山田 誠一 民法 実務取引法 財教 大原 誠 情報 実務取引法 教授 辦 素 寬 商法 実務取引法 推教授 飯田 秀総 商法 実務取引法 准教授 行廣 浩太郎 民事実務 先端領域法 教授 施田 千 鶴 経済法 先端領域法 教授 應 涼子 労働法 先端領域法 教授 應 涼子 労働法 先端領域法 教授 中西 正 民事訴訟法 先端領域法 教授 中 西 正 民事訴訟法 先端領域法 教授 中 西 正 民事訴訟法 先端領域法 教授 中 野 俊一郎 国際私法 先端領域法 教授 羽田 由 可 民事実務 | 実務取引法 | 教 授 | 志 谷 匡 史 | 商法 |
| 実務取引法 教 授 山 田 誠 一 民法 実務取引法 助 教 大 原 誠 情報 実務取引法 教 授 榊 素 寛 商法 実務取引法 准教授 飯 田 秀 総 商法 実務取引法 准教授 行 廣 浩太郎 民事実務 先端領域法 教 授 池 田 千 鶴 経済法 先端領域法 教 授 磨藤 彰 国際私法 先端領域法 教 授 庫 舊 裕 法社会学 先端領域法 教 授 中 西 正 民事訴訟法 先端領域法 教 授 中 野 俊一郎 国際私法 先端領域法 教 授 羽 田 由 可 民事実務 | 実務取引法 | 教 授 | 手 嶋 豊 | 民法 |
| 実務取引法 助数 大原 誠情報 実務取引法 教授 榊 素 寬 商法 実務取引法 准教授 飯田 秀総 商法 実務取引法 准教授 行廣 浩太郎 民事実務 先端領域法 教授 池田 千鶴 経済法 先端領域法 教授 慶応 京子 労働法 先端領域法 教授 中西 正 民事訴訟法 先端領域法 教授 中西 正 民事訴訟法 先端領域法 教授 中野 俊一郎 国際私法 先端領域法 教授 中野 俊一郎 国際私法 先端領域法 教授 羽田 由可 民事実務 | 実務取引法 | 教 授 | 八 田 卓 也 | 民事訴訟法 |
| 実務取引法 教 授 榊 素 寬 商法 実務取引法 准教授 飯 田 秀 総 商法 商法 実務取引法 准教授 行 廣 浩太郎 民事実務 先端領域法 教 授 池 田 千 鶴 経済法 先端領域法 教 授 應 涼 子 労働法 先端領域法 教 授 應 涼 子 労働法 先端領域法 教 授 申 西 正 民事訴訟法 先端領域法 教 授 申 野 俊一郎 国際私法 先端領域法 教 授 申 野 俊一郎 国際私法 先端領域法 教 授 申 野 俊一郎 民事実務 | 実務取引法 | 教 授 | 山 田 誠 一 | 民法 |
| 実務取引法 准教授 飯 田 秀 総 商法 実務取引法 准教授 行 廣 浩太郎 民事実務 先端領域法 教 授 施 田 千 鶴 経済法 先端領域法 教 授 藤 彰 国際私法 先端領域法 教 授 慶 涼 子 労働法 先端領域法 教 授 高 橋 裕 法社会学 先端領域法 教 授 中 西 正 民事訴訟法 先端領域法 教 授 中 野 俊一郎 国際私法 先端領域法 教 授 羽 田 由 可 民事実務 | 実務取引法 | 助 教 | 大 原 誠 | 情報 |
| 実務取引法 准教授 行廣 浩太郎 民事実務 先端領域法 教授 池田 千鶴 経済法 先端領域法 教授 齋藤 彰国際私法 先端領域法 教授 處庭 涼子 労働法 先端領域法 教授 高橋 裕法社会学 先端領域法 教授 中西 正民事訴訟法 先端領域法 教授 中野 俊一郎 国際私法 先端領域法 教授 羽田 由可 民事実務 | 実務取引法 | 教 授 | 榊 素 寛 | 商法 |
| 先端領域法 教 授 池 田 千 鶴 経済法 先端領域法 教 授 齋 藤 彰 国際私法 先端領域法 教 授 庭 涼 子 労働法 先端領域法 教 授 | 実務取引法 | 准教授 | 飯 田 秀 総 | 商法 |
| 先端領域法 教 授 齋 藤 彰 国際私法 先端領域法 教 授 櫻 庭 涼 子 労働法 先端領域法 教 授 高 橋 裕 法社会学 先端領域法 教 授 中 西 正 民事訴訟法 先端領域法 教 授 中 野 俊一郎 国際私法 先端領域法 教 授 羽 田 由 可 民事実務 | 実務取引法 | 准教授 | 行 廣 浩太郎 | 民事実務 |
| 先端領域法 教 授 櫻 庭 凉 子 労働法 先端領域法 教 授 高 橋 裕 法社会学 先端領域法 教 授 中 西 正 民事訴訟法 先端領域法 教 授 中 野 俊一郎 国際私法 先端領域法 教 授 羽 田 由 可 民事実務 | 先端領域法 | 教 授 | 池 田 千 鶴 | 経済法 |
| 先端領域法 教 授 高 橋 裕 法社会学 先端領域法 教 授 中 西 正 民事訴訟法 先端領域法 教 授 中 野 俊一郎 国際私法 先端領域法 教 授 羽 田 由 可 民事実務 | 先端領域法 | 教 授 | 齋 藤 彰 | 国際私法 |
| 先端領域法 教 授 中 西 正 民事訴訟法 先端領域法 教 授 中 野 俊一郎 国際私法 先端領域法 教 授 羽 田 由 可 民事実務 | 先端領域法 | 教授 | 櫻 庭 涼 子 | 労働法 |
| 先端領域法 教 授 中 野 俊一郎 国際私法 先端領域法 教 授 羽 田 由 可 民事実務 | 先端領域法 | 教授 | 高橋裕 | 法社会学 |
| 先端領域法 教 授 羽 田 由 可 民事実務 | 先端領域法 | 教 授 | 中 西 正 | 民事訴訟法 |
| | 先端領域法 | 教授 | 中 野 俊一郎 | 国際私法 |
| 先端領域法 教 授 丸 山 英 二 英米法 | 先端領域法 | 教授 | 羽田由可 | 民事実務 |
| 1 Total Tota | 先端領域法 | 教 授 | 丸 山 英二 | 英米法 |
| 先端領域法 准教授 前 田 健 知的財産法 | 先端領域法 | 准教授 | 前 田 健 | 知的財産法 |

《資料6》法学研究科委員会表(抄録)平成28年4月1日現在

| \\ \ | | 十級 20 十年月 1 日地区 |
|------|-------------|---------------------------|
| | 法科大学院運営委員会 | 研究科長, 専攻長 (委員長) |
| | | 法科大学院教務委員長,大学院教務委員長,学生委員長 |
| | | ほか 4 名 |
| | 入試 WG | 3名 |
| | 就職支援・同窓会 WG | 5名 |

| 加算プログラム WG | 研究科長, 専攻長, ほか4名 |
|--------------------|-----------------|
| 法大接続 WG | 5名 |
| 法科大学院教務委員会 | 10 名 |
| 未修スタートアップ・コーディネーター | 2名 |
| 学習支援 WT | 3名 |
| 教育改善 WT | 3名 |
| 共通到達度確認試験実施 WT | 3名 |
| 企業内法務リエゾンチーム | 4名 |

《資料7》 募集要項(飛び入学の出願資格・選考方法抄録)

2 出願資格

(10) 以下の①と②に記された3年次飛び入学の要件をいずれも満たす者

①在籍期間

以下のいずれかに該当する者

- 1. 日本の大学に、平成28年3月末時点で3年(休学期間がある場合は、休学期間を除いて3年以上であって4年に満たない期間)在籍することとなる者。
- 2. 日本の大学に、3年次編入学した者であって、平成28年3月末時点で、出願時に在学している大学において1年(休学期間がある場合は、休学期間を除いて1年以上であって2年に満たない期間)在籍することとなるもの。

②修得単位

出願時に,以下のいずれにも該当する者

- (イ) 卒業に必要な単位のうち90単位以上を修得していること。
- (ロ)(イ)に掲げた修得単位のうち60単位以上が「優(80点)」以上の評価であること。

ただし、本法科大学院入学希望者が、出願時に在学している大学の3年次に編入学した学生である場合においては、「②修得単位」の要件は次のとおりとする。

- (イ)編入前の大学において修得した単位(編入前の大学において卒業に必要な単位に限る)と、出願時に在学している大学において新たに修得した単位(卒業に必要な単位に限る)の合計が90単位以上であること。
- (ロ)(イ)に掲げた修得単位のうち、合計で60単位以上が「優(80点)」以上の評価であること。

3 入学者の選考方法

○ 各コースの選考方法

「法学未修者コース」: 入学者の選考は、書類審査、筆記試験及び面接の結果を総合して行います。

《資料8》入学者数とその内訳

| 《黄杆节》707 百数0 007 1100 | | | | | | |
|-------------------------|-------|------|------|-------|-------|-------|
| | 平 22 | 平 23 | 平 24 | 平 25 | 平 26 | 平 27 |
| 入学定員 | 80 | 80 | 80 | 80 | 80 | 80 |
| 入学者数 | 83 | 84 | 84 | 84 | 77 | 79 |
| うち、法学未修者 | 24 | 27 | 27 | 28 | 14 | 9 |
| うち、法学既修者 | 59 | 57 | 57 | 56 | 63 | 70 |
| うち、他学部卒業者または社会人 | 26 | 24 | 24 | 19 | 18 | 12 |
| うち、他大学出身者 | 77 | 64 | 64 | 64 | 59 | 57 |
| 入学定員に占める入学者数の割合 | 1.03 | 1.05 | 1.05 | 1.05 | 0. 96 | 0.98 |
| 入学者数に占める他学部卒業者または社会人の割合 | 0.31 | 0.29 | 0.29 | 0. 23 | 0. 23 | 0. 15 |
| 入学者数に占める他大学出身者の割合 | 0.92 | 0.76 | 0.76 | 0.76 | 0.76 | 0.72 |
| 入学試験倍率 | 4. 32 | 3.95 | 3.60 | 2. 55 | 2.02 | 2.32 |

(水準)

期待される水準を上回る。

(判断理由)

法科大学院の基本的な組織構成については、法科大学院認証評価によってその適切性が十分に担保され、改善事項の指摘はない。それに加えて、前記のとおり、未修者に特化した委員組織、同窓生のネットワークに特化した組織を新設して対応し、かつ教育改善に対して、より責任あり、かつ実効的な体制を構築している。教育補助という側面においても、リーガルフェローの任命等により、組織的支援体制を整備しており、これらは在学生・法曹界・社会・同窓会の期待に照らし、新たに基本的な水準を上回る体制が構築されているといえる。

また、入学試験についても、法曹養成機関の短縮という社会的要請に応える制度を導入し、かつ法曹となる学修を行うに適性を有した未修者入試を改善することで、受験者、法曹界、社会の広い期待に応えるものへと改善を行っている。全国的に受験者が減少し、定員割れや、実質入試倍率が2倍を切る法科大学院が続出する中で、国立大学法科大学院では東大に次ぐ、全国2位(平成28年度入試は除く)の受験者数を確保し続け、2倍以上の入試倍率を維持し続けている。特に、平成25年に行った入試改革により、平成27度年度入試(平成26年度実施)は、入試倍率が回復したことは(2.32倍)、本法科大学院が教育実施体制を整備するために適切な施策を検討・実施できており、受験者や社会の期待に応えていることを意味しているものと思われる。

観点 教育内容 方法

(観点に係る状況)

本法科大学院のカリキュラムは、①法律専門家としては必須の基本的な法律素養を身につけ、さらにはそれらについて法的思考能力を高めるための法律基本科目に関する対話型演習を必修とし、②理論と実務の架橋のための実務基礎科目を必修とし、③本法科大学院の特徴であるビジネス・ロー教育を達成するため外国法科目・展開先端科目を選択必修とし、④法的思考能力の深化のために R&W 科目を必修としている。これらは年次進行に従い、基本的な事項から応用・先端的な事項へ、知識習得から思考能力強化へと発展的に履修が行えるように配置されており、前掲《資料2》の DP に定められた内容と対応している【別添資料4】。法律基本科目・実務基礎科目については、共通到達目標を定め、それに従った授業展開を行っている(シラバスにも記載【別添資料5】参照)。以上の本法科大学院の教育内容は、認証評価において、評価基準に合致する適切なものであるとの評価をうけている。

シラバスは、すべてウェブ上に事前に公開され、冊子体も全学生に配布され、年度末もしくは年度初めに全学年に履修そのほかのガイダンスを行っている。授業内容を授業回数分明確に定め、必要な予復習、前提知識、学習目的を記載している【別添資料5】。加えて、多くの授業で独自に作成した教材を配布し、教育効果の向上を図っている。オフィスアワーについても、シラバスに記載し、原則として全科目実施し、実施方法は一覧を作成して掲示している。また、学生の自主的学習のため、法科大学院自習棟を設け、専用図書、コンピュータ環境、1人1席以上の座席を整備し、24時間利用可能なものとして供用している。

そのほか、学生の修学意欲を高めるため、修了時に成績の優秀な者に対し、成績優秀者 表彰を行っている(《資料9》参照)。

《資料 9 》神戸大学大学院法学研究科専門職学位課程学生における成績優秀者表彰に関する内規(抄)

(趣 旨)

- 第1条 この内規は、専門職学位課程を優秀な成績(法学研究科規則第21条第2項に定める 成績)で修了した者の表彰に関して必要な事項を定める。
- 第4条 表彰対象者は、次の各号に定める種別ごとに、当該各号に掲げる基準によって決定する。
- (1) 特別成績優秀者 修了者数の上位5パーセント以内の席次(小数点未満は切り捨て。 次号において同じ。)を有する者
- (2) 成績優秀者 修了者数の上位 20 パーセント以内の席次を有する者(ただし,特別成績優秀者を除く。)

中期計画期間において、認証評価基準を超えて、教育内容を充実させ、教育目的の達成を強化するため、模擬法廷棟の建設、学生面談制度の新設、実務科目と法律基本科目の連携強化、ビジネス・ロー教育の拡充、グローバル化への対応など、教育上の工夫・改善を進めた《資料 10》。この多くは前述の平成 25 年度の戦略検討 WG の検討結果に基づき、実行に移されたものである。

《資料 10 第2期中期目標期間中に実施した教育内容を充実させるための工夫・改善》

模擬法廷棟の建設

模擬裁判などの授業を活性化し、実効性を高め、理論と実務の架橋により努めるため、物理的環境の整備として、模擬法廷棟の建設を行い、平成24年度に竣工した。当該施設をより有効活用するため、平成25年カリキュラム改革に際して、模擬裁判を含む民事裁判演習の授業を新設した。

学生面談制度の新設

学生の個性の把握と学生に対する学習動機づけのため、平成25、26年度から面談制度を導入している。2L(既修者1年目、未修者2年目)に対しては、前期途中と、前期成績結果を受けた後期初めに学生は担当教員と面談をすることとなっている。未修者についてはよりきめ細かい指導を行うため、前記スタートアップ・プログラムの一環として、未修課程中に3回(6月、9月、3月)の教育カウンセリングを行っている【別添資料6】。

実務科目と法律基本科目の連携強化

法科大学院の理念である、理論と実務の架橋のため、平成25年改革により、平成26年度から、法律文書作成演習(必修)を通年科目とし、法律基本科目との連携を強化した。これにより民事系に関する基本科目の授業内容・進行にあわせた法律文書作成を行うことで、基本修得に関する教育効果を高めつつ、理論と実務の架橋がより実践的になされることを意図している【別添資料7】。

ビジネス・ロー教育の拡充

本法科大学院は、開設以来、ビジネス・ロー教育を標榜し、そのような領域を専門的に扱う法律専門家の育成を目的とし、展開・先端科目を専任教員により非常に幅広く開講し、それを選択必修として履修を求めている。また、選択必修である R&W 科目にも企業法務を開講している。これらに加えて、新たに、企業内部での法律専門家としての素養を備え、ビジネス・マインドを涵養するため、ワークショップ企業内法務を平成 26 年度から新たに開設した【別添資料8】。またこのようなビジネス・ロー教育と後述のグローバル化へのいずれにも対応するプログラムとして「グローバル・ビジネスロー教育」のプログラムを策定し、加算プログラムにおいて「特に優れた取組」として 10%の加算を得ている【別添資料8】。

グローバル化への対応

本法科大学院では、初期より国際化への対応を重視し、外国法科目を選択必修とし、さら

に国際公法、国際私法、国際経済法などの国際系の専門科目を数多く開講し続けている。 それらに加え、正課外で、マレーシアインターンシップを実施し、在学生・修了生が多く 参加してきた。上記の加算プログラムの一環として、このインターンシップを制度化し、 単位として認定することを行い、グローバル化の面でも進展した【別添資料8】。

(水準)

期待される水準を上回る。

(判断理由)

本法科大学院の教育内容は、法的思考能力の涵養や理論と実務の架橋という法科大学院制度の理念に沿ったものとして設計され、開設以来、それに応える十分な質の高い法律専門科目、実務科目の教育を行ってきた。その点は、法律基本科目と実務基礎科目の連携強化により、さらなる充実が図られている。また、教育目的としてビジネス・ロー教育を標榜し、それに適した科目展開を行ってきた。中期計画期間中も、その点をさらに発展させる教育内容の改善に努めており、それは学生、法曹界、社会の期待に応えるものである。また、未修者教育についても、質の高い教育プログラムを新たに立ち上げ、実践し学生・法曹界・社会の期待により応えている。さらには、教育・学習環境を整備するため、教員と学生の面談を制度的に行うことにより、学生の要望を把握し教育改善につなげ、逆に学生の学習モチベーションを強化する取組を行い、学生の期待により応える教育を行っている。

分析項目Ⅱ 教育成果の状況

観点 学業の成果

(観点に係る状況)

学業の成果を測るものとして、法科大学院としては、司法試験の合格率が挙げられる。司法試験の累積合格率は約70%である。また、未修者についてもその累積合格率は約50%である。最新の平成27年司法試験では合格率は全国法科大学院中4位(未修者合格率は同2位)であった(《資料11》)。

《資料 11》司法試験合格状況(平成 17 年度修了者も本評価期間である平成 22 年司法試験において受験機会を有するため累積状況を掲げる)

修了年度ごとの累積合格者数・合格率

(平成27年司法試験まで)

| | 平成 17 年度 修了者 | 平成 18 年度 修了者 | 平成 19 年度 修了者 | 平成 20 年度 修了者 |
|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 修了者数 | 62 | 80 | 91 | 105 |
| 累積合格者数 | 50 | 64 | 68 | 75 |
| 本法科大学院合 格者/修了者 | 80.6% | 80.0% | 74 . 7% | 71.4% |

| | 平成 21 年度 修了者 | 平成 22 年度 修了者 | 平成 23 年度 修了者 | 平成 24 年度 修了者 |
|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 修了者数 | 92 | 80 | 86 | 68 |
| 累積合格者数 | 67 | 65 | 55 | 50 |
| 本法科大学院 合格者/修了者 | 72.8% | 81.3% | 64.0% | 73.5% |

| | 平成 25 年度 修了者 | 平成 26 年度 修了者 |
|-------------------|-----------------|-----------------|
| 修了者数 | 65 | 76 |
| 累積合格者数 | 45 | 41 |
| 本法科大学院 合格者/修了者 | 69.2% | 53.9% |

教育の成果を測るものとして、学期ごとに法科大学院独自で行っている授業アンケートがある。10 名以上履修者のいる全科目で実施をし、5 段階評価で数値化しているものであるが、ほぼすべての項目の平均値で「4」を超える極めて高い評価を得ている(《資料12》)。

《資料12》授業アンケート結果(抄録)

【平成22年度前期】

| | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | | | | | | | |
|-----|---------------------------------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--|
| 項目 | 話し方 | ノート | 補助手段 | 意欲工夫 | 理解把握 | 質問対応 | 分かり易さ | 教科書 | |
| 最高値 | 4.87 | 4.71 | 4. 66 | 4. 92 | 4. 76 | 4. 92 | 4. 88 | 4. 94 | |
| 最低値 | 3.00 | 2.55 | 2. 38 | 2. 93 | 2. 86 | 3. 84 | 2. 67 | 2. 67 | |
| 平均値 | 4. 24 | 3.90 | 3. 98 | 4. 37 | 4. 00 | 4. 49 | 4. 12 | 4. 17 | |

| 項目 | 配布資料 | 授業進度 | シラバス | 知的興味 | 知識見方 | 履修価値 | 3項目平均* |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 最高値 | 4. 94 | 4. 74 | 483 | 4. 90 | 4. 84 | 4. 94 | 4. 88 |
| 最低值 | 3.04 | 3. 12 | 3. 61 | 3. 60 | 3. 64 | 2. 88 | 3. 38 |
| 平均值 | 4. 31 | 4. 14 | 4. 31 | 4. 35 | 4. 44 | 4. 36 | 4. 39 |

【平成25年度後期】

| 項目 | 話し方 | ノート | 補助手段 | 意欲工夫 | 把握理解 | 質疑応答 | 分かり易さ | 教科書 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 最高値 | 4. 93 | 4. 75 | 4. 70 | 4. 90 | 4. 70 | 4. 72 | 4. 70 | 4. 66 |
| 最低値 | 2. 54 | 2.54 | 2. 69 | 3. 00 | 2. 93 | 3. 54 | 2.83 | 3. 52 |
| 平均值 | 4. 22 | 3. 91 | 3. 93 | 4. 27 | 3. 97 | 4. 31 | 4. 10 | 4. 17 |

| 項目 | 配布資料 | 授業進度 | シラバス | 知的興味 | 知識見方 | 履修価値 | 3項目平均* |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 最高値 | 4. 94 | 4. 90 | 4. 90 | 4. 90 | 4. 94 | 4. 91 | 4. 99 |
| 最低值 | 3. 21 | 3. 09 | 3. 68 | 3. 43 | 3. 54 | 3. 11 | 3. 36 |
| 平均值 | 4. 20 | 4.07 | 4. 31 | 4. 27 | 4. 31 | 4. 24 | 4. 27 |

*3項目平均は知的興味、知識見方、履修価値の3項目を平均した数値である。 *読み取り機械故障のため平成27年度後期からウェブベースの全学アンケートに移行中である。

平成 25 年度には、カリキュラムの大幅改正を行うために、修了者のアンケートを行った (回答数 47 通)。その際に、併せて、全般的な教育満足度を 5 段階評価で回答を求めたと ころ (有効回答数 35 通)、その平均は 4.3 であった (《資料 13》 参照)。

《資料13》修了者アンケート(平成25年度実施)抄録

| 設問項目 | 回答⑤ | 回答④ | 回答③ | 回答② | 回答① |
|----------------------------------|---------|---------|--------|--------|--------|
| (1)神戸大学法科大学院でうけた教育全体につき満足していますか? | 20 | 10 | 2 | 1 | 2 |
| [⑤満足 ④やや満足 ③どちらとも ②やや不満 ①不満] | (57.1%) | (28.6%) | (5.7%) | (2.9%) | (5.7%) |

平均 4.29

(水準)

期待される水準を上回る。

(判断理由)

学業成果を測る客観的指標である司法試験合格については、累積合格率は全国の法科大

学院中5位であり、極めて優秀な成績を高水準で維持し続けているといえる。未修者についても、全国平均を大幅に上回る合格率を維持している。司法試験合格率の低迷が社会的に問題となっている中において、特筆すべき状況にあると思われる。

授業アンケートからは、在学中の学生が、一貫して、本法科大学院の教育全般に対して、高い評価を行っており、その期待に十分応えるものとなっていることを意味する。さらには、修了者アンケートからは、修了後の司法試験合格者、不合格者を問わない回顧的な評価によっても、本法科大学院の教育が、在学時にとどまらず、修了者においても十分に期待に応えるものであったと評価され続けていることを意味している。

観点 進路・就職の状況

(観点に係る状況)

法科大学院においては、在学生が修了時に就職することはほぼありえず、修了後翌年度の司法試験を受験することが想定されている。以上のような次第で、進路・就職状況の把握は容易ではなく、特に司法試験に合格していない者については、極めて困難である。とはいえ、部分的に、パラリーガル、企業の法務部、官公庁に就職している者が複数名存在することを把握している。

それに対して、司法試験に合格した者については、就職状況が不明な者は極めて例外的であり、97%以上の者が法律専門知識を生かした就職ができていることを把握している。そのうち比較的多数の者は、弁護士となり(修習中を除いた合格者中[以下同じ]83.1%)、裁判官、検察官(各 4.4%)となる者もいる。特筆すべきことは、本法科大学院が教育目標として掲げているビジネス・ローに関係する就職状況であり、弁護士として、企業法務に強い弁護士事務所に就職している者が54名(本法科大学院調べ)、企業内弁護士等として、企業に就職している者が34名であり、全体の19.3%(弁護士となった者の4人に1人程度)を占めている。特に、後者は近年の就職において増加しつつある【別添資料9】。

司法試験合格者に対しては、毎年度、アンケートを実施し、本学の教育がどのような点で司法試験に役立ったか、また改善を要する点はないかを問うアンケートを実施しており、ほぼすべての合格者が、司法試験合格につき、本学の教育が役立っているという回答を寄せている(平成27年度においては31通中29通)。そのアンケートは、法科大学院教務委員会教育改善ワーキングチームが実施し、その内容を分析の上、在学生に対して司法試験結果報告会を実施するとともに、実務法律専攻会議において報告を行い、情報の共有を図っている。特に教育改善を要するテーマについては、教務委員会で議論を行い、カリキュラムの設定や教育改善に活用している。

また、平成25年度修了生から修了時に原則として修了者全員を登録したメーリングリストを作成することとし、同窓会のネットワーク化と就職情報共有体制の構築を進展させている。

(水準)

期待される水準を上回る。

(判断理由)

司法試験合格者に対して実施しているアンケートの結果から、教育内容が進路の開拓に寄与し、成果に直結していることが確認できる。

就職状況については、弁護士等の増加による司法試験合格者の就職困難化が報道などでは指摘されているが、本法科大学院の教育への高い信頼もあいまって、その就職率は、大学が把握できうる限りでも97%をこえている。そして、単に就職をしているだけでなく、裁判官・検察官などの狭き門を突破する者もコンスタントに存在すると同時に、本法科大学院の教育目的である、ビジネス・ロー関係への就職も充実している。特に、就職支援、学生の意識強化、教育内容の充実もあり、企業内弁護士にとして就職をする者、転職をす

る者が増加している。このことは、本法科大学院の教育目的の達成状況が強化されつつあるといえ、専門的知識を生かした就職を望む在学生・修了生、多様な職域での法律専門家の活躍を望む社会・法曹界、充実した法曹ネットワークの形成を望む OB・OG などの期待に応えるものであると評価できる。

Ⅲ「質の向上度」の分析

(1) 分析項目 I 教育活動の状況

教育改善サイクルの機能と平成 25 年改革 平成 25 年度に法科大学院設置 10 年を迎えたこと、法科大学院を取り巻く状況の変化、および司法試験結果の低落傾向が見られたことを機に、戦略検討 WG を設置し、入試、教育体制・内容、委員会組織にわたる全般的な見直しを行った。その際には、法科大学院制度及び本法科大学院の厳しい状況、本法科大学院の教育目標、中期計画とその重点事項を勘案すると同時に、在学生や修了生からの聴き取り調査、アンケート、教員からの聞き取り調査などを行い、可能な限りすべての課題について検討を行った。その上で、前述のとおり、既修者の教育課程(基本法律科目の充実)、未修者の教育課程(スタートアップ・プログラムの開始・配当単位数の変更)を大幅に見直し、実務と理論の架橋の強化(問題演習の強化・リーガルフェローの任命)、ビジネス・ロー教育のグローバル展開と企業法務に特化した授業の新設等を行い、かつ入試の改善、同窓会ネットワークの強化による学修支援強化、委員会体制の整備を行い、教育体制・内容のいずれも大幅に向上したといえる。そして、それらは後述の質の高い教育成果の継続へと結びついている。

加算プログラムの採択状況 以上の取組の一部は、加算プログラムとして客観的な評価を うけている。本法科大学院は、平成 27 年度、28 年度「法科大学院公的支援見直し加算プログラム」のいずれの審査においても、3 つのプログラムが採択・継続され、20%の加算措置 をうけている。すなわち「法曹の職域拡大に向けた「次世代型グローバル・ビジネスロー教育プログラム」」が【特に優れた取組】、「教育の浸透力強化のための「未修者スタートアップ・プログラム」の導入」が【優れた取組】、「飛び入学を活用した学部教育との連携の強化・拡大」が【優れた取組】との評価を得、これらプログラムを実施している。

(2) 分析項目Ⅱ 教育成果の状況

司法試験の合格状況 司法試験合格状況が全国的に悪化する中、本法科大学院においては、累積合格状況から、高水準の合格レベルを維持し続けており、平成27年司法試験においても合格率は全国法科大学院中(以下同じ)4位であり、高い質の成果を維持し続けているといえる。また、未修者についても、全国平均を上回る累積合格率を維持し続け、平成27年司法試験では同2位であった。くわえて合格者の大多数からも本法科大学院での教育の有効性が指摘されている。

司法試験合格者の就職状況 司法試験合格者の就職困難化が報道される中、本法科大学院出身の司法試験合格者については、その 97%以上の就職状況を把握しており、開設以来、一貫して質の高い成果を生み続けている。特に、近年は、本法科大学院が教育目的とするところのビジネス・ローの特色を生かした就職を行う者が増えており(企業内弁護士就職者の増加)、教育目的・中期計画重点課題に沿った成果をより得られており、社会、法曹界、学生の期待に十分に応えているといえる。